

税務Q&A



役員退職慰労金について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 高柴 将太

(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



経営者である父が経営から退くため、会社から父に退職慰労金等を支給する予定です。支給に際して税務上留意すべき点を教えてください。



判断が微妙であり、よく問題になる分野ですので、一度税理士へ相談されることをお勧めします。あくまで、参考としてお伝えしておくと、①役員退職給与のうち、不相当に高額な部分は損金算入が認められません。②法人の損金算入時期は、具体的支給額の確定日か実際の支給日となります。③また、退職金を支給した場合、源泉徴収を行う必要があります。④なお、分掌変更により役員退職慰労金を支給しても損金算入が認められないことがあります。

1. 損金算入額について(①)

法人が役員に対し支給する退職慰労金は、法人において損金算入が認められます。ただし、「不相当に高額な部分」については、損金の額に算入されません。

このため、一般論としては、在職期間、退職事情、同種同業者の支給状況等と比較して相当であると認められる金額を越えないように注意する必要があります。この算定にあたっては、その役員の最終月額給与×在職年数×功績倍率で求める計算式が参考にされることがあります。この功績倍率は代表者では3倍、専務取締役で2.5倍が目安となっています。

2. 損金の算入時期について(②)

退職慰労金の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によって退職金の額が具体的に確定した日の属する事業年度となります。

ただし、法人が退職金を実際に支払った事業年度において、損金経理をした場合は、その支払った事業年度において損金の額に算入することも認められます。

3. 源泉徴収について(③)

役員に対して退職慰労金を支払うときには、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して、原則として、翌月の10日までに納めなければなりません。

このとき、受給者となる役員は、退職慰労金の支給時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなければなりません。

この申告書の提出があれば、退職所得控除等を行い、源泉徴収額を計算することができます。この提出がなければ、退職手当等の支給額に20.42%の税率を乗じて計算した金額となり、多額の源泉徴収金額となってしまいます。

また、住民税についても特別徴収税額を徴収し、翌月の10日までに納入する必要があります。

4. 役員の分掌変更に伴う退職金支給について(④)

法人が役員の分掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し支給した退職慰労金については、「その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合」には、これを退職給与として取り扱うことができます。

具体的には、常勤役員が非常勤役員になった、取締役が監査役になった、分掌変更等の後におけるその役員の給与が激減したなど、役員の地位、職務の内容、労働条件等の変更について検討し、上記実質的に退職したと同様の事情にあるか否かの判断がなされます。

退職慰労金は、上記のように個別の判断を要する部分があり、よく問題になる分野であるといえます。このため、一度税理士へ相談の上、対応することをお勧めします。